

小規模工事及び修繕における発注方法の見直しについて

1 発注方法の現状

- (1) 50万円未満の案件で、今まで「佐久市小規模応急補修工事取扱規程」により、堤防崩壊、道路陥没等の災害等に伴う応急補修工事等の緊急を要する工事について、現場に一番近い業者と1社随契で実施。
- (2) 50万円未満の案件で、緊急を要さない修繕及び改良等工事などの工事については、案件ごとに業者選定を行い、各発注課において入札を行っている。

2 現行の発注方法に対しての課題

- (1) 小規模な工事及び修繕も入札を行っており、入札参加業者の来庁するための時間等の負担が増えている。
- (2) 小規模な工事及び修繕であっても請負業者が決定するまでに時間がかかり、速やかな着手が困難である。

3 今後の発注方針

50万円を超えないもので、小規模な工事・修繕等を、緊急性の有無にかかわらず、「小規模工事等」と位置づけ、各部（局）ごとに定める輪番制により見積を徴取し、「随意契約」による発注により、入札参加業者の負担の軽減を図るとともに、速やかな工事着手が実施可能とする。

ただし、災害等の直ちに行わなければならない小規模応急復旧工事は、別扱いとする。

- (1) 業者選定については、「佐久市地元企業優先発注等に係る実施方針」に基づき、市内に本店を有する者を最優先し、次に市内に支店、営業所等を有する者を優先する。
- (2) 業種ごとに小規模工事等を実施する地区（浅間、東、浅科、望月、野沢、中込及び臼田の各地区をいう。）を単位として選定する。ただし、地区の業者数により、地区を併せて一つの単位として選定できるものとする。
- (3) 建設工事における業者選定は、各地区内の全ての等級格付の業者を対象とする。
- (4) 選定する業者は、部（局）ごとの輪番制とし、同一の業者を続けて選定できないものとする。また、当初選定した業者が見積書を提出しない場合又は辞退した場合は、次の順番の業者を選定する。

4 定義

- (1) 「工事」 …施設等の改良を目的とするもの
- (2) 「修繕」 …原状回復及び機能維持を主とするもの

5 提出書類

原則として、提出書類については次に掲げるものとし、その他の書類については、当該小規模工事等の監督員の指示により提出するものとする。

(1) 市が業者へ提出する書類

- ア 見積依頼書
- イ 設計図書（位置図及び標準図又は仕様書）
- ウ 監督職員指定（変更）通知書
- エ しゅん工（完了）検査結果通知書

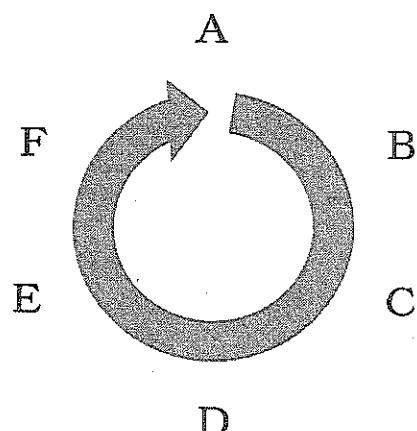
(2) 業者が市へ提出する書類

- ア 見積書
- イ 請書
- ウ 現場代理人及び主任技術者等の通知
- エ しゅん工届（完了届）
- オ 工事写真（着手前、施工中、完了後）
- カ 出来形図又はこれに代わるもの
- キ 工事記録
- ク 請求書
- ケ 監督員の指示する書類

6 適用期日

平成27年4月1日以降の発注より適用する。

【輪番制の考え方】 A～F 6社で輪番を行うケース



① 1者見積の場合 (50万円未満の工事・委託、10万円未満の修繕)

- ア A→B→C→…→F の順に見積を依頼し、一巡後は再度Aから順番に見積を依頼する。
イ 見積を提出しない場合や辞退した場合は、次の順番の業者に見積を依頼する。
例：Aに見積依頼したが、Aが辞退した場合
・Bに見積を依頼する
・次の案件は輪番順に、Cに見積を依頼する

② 2者見積の場合 (10万円以上の修繕)

- ア A→B→C→…→F の順に2社ずつ見積を依頼し、最低の価格を見積もった方に決定する。一巡後は再度Aから順番に見積を依頼する。
イ 見積を提出しない場合や辞退した場合は、次の順番の業者に見積を依頼する。
例：AとBに見積依頼したが、Bが辞退した場合
・Cに見積を依頼して、AとCを比較し最低の価格の方に決定する
・次の案件は輪番順に、DとEに見積を依頼する